

# 令和 6 年度 埼玉支部事業計画

## 令和 6 年度 事業計画 (埼玉支部)

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能の盤石化	<p><b>(1) 健全な財政運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・ 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、また、加入者一人当たりの医療給付費の伸びの方が高い赤字構造であり、いずれ財政を逼迫させるという構造的な問題を抱えているとしながら、準備金は毎年度積み上がっているという、加入者・事業主にとって分かりにくい協会の保険料財政の仕組み・現状についての説明を広報誌やホームページ、その他各種媒体を通して丁寧に行う。</li> <li>・ 都道府県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 260 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p><b>【困難度：高】</b></p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p><b>(2) 業務改革の実践と業務品質の向上</b></p>

分野	具体的施策等
	<p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務マニュアルや手順書に基づく事務処理を基本としつつ、日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟で最適な体制による事務処理の徹底により、業務処理の品質を追求し、生産性の向上を図る。</li> <li>・ 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するとともに、職員の多能化を推進し、職員の意識改革と育成を図る。</li> </ul> <p><b>【困難度：高】</b></p> <p>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするために重要な取組である。</p> <p>また、業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p> <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な進捗管理を行い、サービススタンダード（受付日から 10 営業日以内の支払い）を遵守する。</li> <li>・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、現金給付申請等に係る郵送化を促進する。</li> <li>・ 顧客対応スキルの向上を図るための研修や勉強会を実施する。また、お客様満足度調査結果の分析及び課題の抽出を行い、お客様サービス向上のための取り組みを行う。</li> <li>・ コールセンターとの連携及び支部の相談体制に基づき、お客様からの相談・照会に的確に対応する。</li> </ul> <p><b>【困難度：高】</b></p> <p>現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し、100%達成に努めているが、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加しているなか、サービススタンダードを遵守していくためには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時実施する必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金のように、申請件数が突発的に増加することもあり、KPI の 100%を達成することは、困難度が高い。</p>

分野	具体的施策等
	<p>■ KPI： 1) サービススタンダードの達成状況を 100%とする 2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする</p> <p>③ 現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傷病手当金と障害年金等の併給調整を確実に実施する。</li> <li>・ 不正の疑いのある申請について、保険給付適正化 PT にて議論を行い、事業主への照会や立入検査を実施する等、重点的な審査を行う。</li> <li>・ 海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。</li> <li>・ 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請または負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化するとともに、不正疑義案件については面接確認委員会における面接や厚生局への情報提供を行う。</li> <li>・ 高齢者医療への拠出金等の適正化のため、被扶養者資格の再確認を適切に実施する。</li> <li>・ 社会保険労務士会との連絡協議会を開催のうえ、現状の課題等を共有しつつ、円滑な事務処理等に向けた連携を図る。</li> </ul> <p>④ レセプト点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。</li> <li>・ 自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検の効率化を図る。また、社会保険診療報酬支払基金において、審査支払新システム（AI）によるレセプトの振り分けが行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（目視対象に振り分けられたレセプト等）を優先的かつ重点的に審査する。</li> <li>・ 勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。</li> </ul>

分野	具体的施策等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施する。</li> </ul> <p><b>【困難度：高】</b>  一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）を行っている協会では、システムの精度や点検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に高い水準に達している。このような中で、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：1）協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする  （※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額  2）協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする</p> <p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生した債権については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、債務者の資力に応じて保険者間調整や分割返納を提案するなど、早期回収に向けた取組を計画的かつ確実に実施する。</li> <li>・ 簡易及び地方裁判所の仕組みを生かした民事訴訟や支払督促等の法的手続き、悪質な債務者に対する強制執行による給与差押え、契約弁護士による納付催告や直接的な交渉等により、効率的かつ効果的な債権の回収につなげる。</li> <li>・ 無資格受診に係る返納金の発生を抑止するため、業務マニュアル等に基づき、保険証未返納者に対する早期の返納催告を計画的かつ確実に実施する。</li> <li>・ 日本年金機構や社会保険労務士会と連携し、資格喪失時における速やかな保険証の返納について、事業所等へ周知徹底を図る。</li> </ul> <p><b>【困難度：高】</b>  返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1の拡充により、保険者間調整※2による債権回収</p>

分野	具体的施策等
	<p>の減少が見込まれるところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、健康保険証は別途郵送等により返納されることになるため、（健康保険証を添付できる）紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。</p> <p>※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。</p> <p>■ KPI： 1）返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする  2）日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の健康保険証回収率を前年度以上とする。  ※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする</p> <p><b>（3）ICT化の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。</li> </ul> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p>オンライン資格確認等システムは、国の進める医療 DX の基盤となる取組であり、その一環としてのマイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・事業主の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。</p> <p><b>【困難度：高】</b></p> <p>マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を、細部の設計を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。</p>

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	<p><b>(1) データ分析に基づく事業実施</b></p> <p>① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、地域差等の特徴や課題等を把握し、医療費適正化や健康づくり等における事業を効果的、効率的に推進する。</li> <li>・ 医療費・健診データ等分析用マニュアルを活用した分析方法の説明会や統計分析研修、他支部との情報共有等により、支部における調査研究の質の底上げを行う。</li> </ul> <p><b>【重要度：高】</b> 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p><b>【困難度：高】</b> 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められることから困難度が高い。</p> <p>② 好事例の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部とプロジェクト対象3支部（北海道、徳島、佐賀支部）が連携してデータ分析や事業企画等を検討・実施する「保険者努力重点支援プロジェクト」を通し蓄積した分析手法に関するノウハウの活用を検討する。</li> </ul> <p><b>【重要度：高】</b> 医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、都道府県単位保険料率が高い水準で推移しているプロジェクト対象支部の保険料率上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p><b>【困難度：高】</b> 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の助</p>

分野	具体的施策等
	<p>言を踏まえた医療費・健診データを用いた医療費の地域間格差の要因分析や事業企画等にあたっては、高度な医学知識も要することから困難度が高い。加えて、各支部においては、これまでも地域の特性を踏まえた医療費適正化の取組を積極的に実施してきたが、とりわけ、プロジェクト対象3支部においては、保険料率が高い水準に留まっており、保険料率上昇の抑制を図ることは困難度が高い。</p> <p><b>(2) 健康づくり</b></p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <p>「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。具体策は以下②から⑤のとおりとする。</p> <p>② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <p>実施率への影響が大きいと見込まれる対象を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。</p> <p>〔被保険者（生活習慣病予防健診）〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 健診・保健指導カルテ等から事業所規模、業態等で勧奨対象を選定し受診勧奨を行う。</li> <li>2) 自己負担軽減に加え、付加健診対象年齢拡大を契機とし、既存健診機関における受診者数増加の働きかけを行う。</li> <li>3) 新規健診機関の拡大を図る。</li> </ol> <p>〔被保険者（事業者健診データ）〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 健診・保健指導カルテ等から事業所規模、業態等で対象事業所を選定し取得勧奨を行う。</li> <li>2) 特定保健指導早期介入のため、健診推進経費（インセンティブ）を活用したデータ提供を促進する。</li> <li>3) 事業主・健診機関・支部での現行の提供運用のもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて提供されるよう、関係団体等と連携し事業主へ働きかける。</li> </ol>



分野	具体的施策等
	<p>〔被扶養者（特定健診）〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 自治体と連携し、特定健診とがん検診が同時に受診可能な集団健診を実施する。</li> <li>2) 歯科健診等の付加価値を付けた協会けんぽ主催の集団健診を実施する。</li> </ol> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p><b>【困難度：高】</b></p> <p>協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数： 590,775人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活習慣病予防健診 実施率 51.5%（実施見込者数： 304,249人）</li> <li>・ 事業者健診データ 取得率 10.6%（取得見込者数： 62,622人）</li> </ul> </li> <li>■ 被扶養者（実施対象者数： 150,131人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健康診査 実施率 30.6%（実施見込者数： 45,940人）</li> </ul> </li> <li>■ KPI：1) 生活習慣病予防健診実施率を51.5%以上とする</li> </ul>

分野	具体的施策等
	<p>2) 事業者健診データ取得率を 10.6%以上とする</p> <p>3) 被扶養者の特定健診実施率を 30.6%以上とする</p> <p>③ 特定保健指導実施率及び質の向上</p> <p>動脈硬化等の急速な進行に伴い、重症化・重篤化する可能性がある特定保健指導対象者に対し、個別性を重視した生活習慣改善に重点を置いた指導を行うことで行動変容を促す。</p> <p>〔被保険者〕</p> <p>1) 新規特定保健指導機関を拡大するとともに、既契約特定保健指導機関に対し好事例の横展開や定期的なヒアリングにより実施者数を増加させる。</p> <p>2) 特定保健指導専門機関等による情報通信技術（ICT）を活用した保健指導を推進する。</p> <p>3) 対象者へ特定保健指導の利用機会提供を推進する。</p> <p>4) 保健師・管理栄養士の保健指導等のスキルを向上させる。</p> <p>〔被扶養者〕</p> <p>1) 集団健診と同日に初回面談を実施する。</p> <p>2) 遠隔面談を活用した特定保健指導を実施する。</p> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者の Q O L の向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029 年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p><b>【困難度：高】</b></p> <p>協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008 年 10 月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数</p>

分野	具体的施策等
	<p>は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 被保険者（特定保健指導対象者数： 73,007人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導 実施率 9.8%（実施見込者数： 7,155人）</li> </ul> </li> <li>■ 被扶養者（特定保健指導対象者数： 3,951人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導 実施率 22.3%（実施見込者数： 881人）</li> </ul> </li> <li>■ KPI： 1）被保険者の特定保健指導実施率を9.8%以上とする 2）被扶養者の特定保健指導実施率を22.3%以上とする</li> </ul> <p>④ 重症化予防対策の推進</p> <p>虚血性心疾患の原因となる血圧・血糖・脂質（LDL コレステロール）の未治療者を含むコントロール不良群に受診勧奨や保健指導を行うことで、生活習慣病の重症化を予防する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 未治療者に対する受診勧奨 健診当日や健診結果通知時の勧奨（0次勧奨）および健診後の文書や電話等による勧奨（一次、二次勧奨）を実施する。</li> <li>2) 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 埼玉県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに則り、人工透析に移行させないための保健指導を実施する。</li> </ol>

分野	具体的施策等
	<p><b>【重要度：高】</b> 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする</p> <p>⑤ コラボヘルスの推進 関係団体等と連携し、事業所への健康経営の普及及び経営者の社員への健康づくり意識の醸成を促すような環境づくりを推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 健康宣言事業所を拡大するとともに、健康優良企業の認定（STEP1、STEP2）を行う。</li> <li>2) 健康経営埼玉推進協議会、健康経営普及推進協力事業者と連携し、職場における健康づくりを支援する。</li> <li>3) 事業所カルテや定期的な健康情報提供を行い、健康宣言事業所へのサポートを充実させる。</li> </ol> <p><b>【重要度：高】</b> 超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を50万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を1,270事業所（※）以上とする</p>

分野	具体的施策等
	<p>(※) 標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</p> <p><b>(3) 医療費適正化</b></p> <p>① 医療資源の適正使用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義や時間外受診・はしご受診の問題点、ジェネリック医薬品の使用促進について、加入者に対し各種媒体を効果的に活用し周知・啓発を行う。</li> <li>・ ジェネリックカルテや年齢別、地域別、医療機関別の使用割合等のデータを用い、支部の課題を把握し、厚生局及び埼玉県等と連携しジェネリック医薬品の使用促進に向け医療機関や調剤薬局等へ情報提供を行う。</li> <li>・ 埼玉県全域で未就学児の医療費が現物給付化されたことに伴い、乳幼児を扶養する親世代に対して窓口負担が発生しない医療費の仕組みや医療保険制度について周知・啓発を行う。また、看護休暇等を取りやすい職場の環境づくりについて啓発を行う。</li> </ul> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p>医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」で定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023 年度末までに全ての都道府県で 80%以上」に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に 80%以上に到達することを目標とすることが望ましい」とされている。これを受けて、協会としても 80%を達成していない支部について早期に 80%を達成する必要がある、重要度が高い。</p> <p>また、第 46 回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（令和 5 年 4 月 28 日開催）において定められた国の目標である、「2029 年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上」の達成にも寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p><b>【困難度：高】</b></p> <p>一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p>

分野	具体的施策等
	<p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で前年度以上とする （※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする</p> <p>② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、埼玉県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。</li> <li>・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する埼玉県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・埼玉県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】 効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③ インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。</li> </ul> <p><b>（４）広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提</li> </ul>

分野	具体的施策等
	<p>示した「支部広報計画」を策定し、統一的、計画的、効果的な広報に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報テーマやターゲットに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアや SNS 等を活用した積極的な発信を行う。</li> <li>・ 県、市町村、関係団体との連携し、保健事業や医療費適正化に対する取り組み等について、加入者・事業主・関係機関等へ情報を提供する。</li> <li>・ 「健康づくりサイクルの定着」（毎年確実に健診を受診し、健診結果に応じた行動（特定保健指導の利用や医療機関への早期受診）をとることの重要性の周知を図る）について、統一広報資材を活用し加入者特に 40 歳代をターゲットとした広報を行う。</li> <li>・ 新規加入事業所に対し、協会けんぽの事業内容、制度や手続き方法などの周知、保険給付申請書の書き方動画への誘導などにより、現金給付の自動審査率の向上、申請書の返戻を減少させる。</li> <li>・ 健康保険委員について、未登録事業所に対し文書、電話、訪問による委嘱勧奨を計画的に行うとともに、関係団体の協議会の場などを通して健康保険委員、職場の健康づくりの意義等を事業主、経営者層に直接、周知・啓発を行う。</li> <li>・ 健康保険委員活動を活性化させるため、健診、保健指導や健康づくり等に関する啓発に重点を置いた研修、広報を実施する。</li> </ul> <p>■ KPI：1 - 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 45.0%以上とする</p> <p>1 - 2) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</p>

分野	具体的施策等
3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備	<p><b>(1) 人事制度の適正な運用と人材育成の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事評価制度を適切に運用するとともに、評価段階において評価者と被評価者との情報共有を行いながら人事評価を実施する。</li> <li>・ 支部研修計画に基づいた研修を実施するとともに、必要に応じて本部研修参加者による支部内伝達研修を実施する。また、関係団体主催の研修に積極的に参加する。</li> </ul> <p><b>(2) 内部統制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 階層別研修や e ラーニングにより、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識の啓発を行う。</li> </ul> <p><b>(3) 個人情報の保護、法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全職員に個人情報の保護に関する研修を実施し、保有する個人情報の厳格な管理を徹底し漏洩等を防止する。</li> <li>・ 個人情報保護活動計画に基づき委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点を是正することにより、個人情報の漏洩等を防止する。</li> <li>・ 全職員に対するコンプライアンスに関する研修、コンプライアンス活動計画に基づく委員会を通し、職員一人ひとりのコンプライアンス意識を向上させ、協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性を確保する。</li> <li>・ 自主点検（年 2 回）を確実に行之、法令等遵守を組織内に浸透させる。</li> <li>・ 活動計画に基づき、コンプライアンス等のセルフチェックや情報管理強化プロジェクトチームによる個人領域の点検を実施する。</li> </ul> <p><b>(4) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</b></p>



分野	具体的施策等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達における競争性を高めるため、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</li>   <li>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</li> </ul>